

国立大学法人京都大学役員退職手当規程

(平成十六年達示第八十八号)

(総則)

第一条 国立大学法人京都大学の役員(非常勤の役員を除く。以下同じ。)に対する退職手当の支給は、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第二条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、役員が国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第十七条第二項の規定により解任されたとき(同項第一号の規定により解任された場合を除く。)は、当該役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、役員に支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。(退職手当の額)

第三条 退職手当の額は、在職期間一月につき、退職し、解任され又は死亡した日(以下「退職等の日」という。)におけるその者の俸給月額に百分の十二・五の割合を乗じて得た額に、文部科学省国立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が0・0から2・0の範囲内で業績に応じて決定する業績助案率を乗じて得た額とする。ただし、第五条後段、及び第六条第一項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)一月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に百分の十二・五の割合を乗じて得た額に評価委員会が0・0から2・0の範囲内で業績に応じて決定する業績助案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間等の計算)

第四条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算は、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、一月に満たない端数(以下「端数」という。)が生じた場合は、一月とする。

2 前条ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在职期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次一月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に一月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第五条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(役員と国家公務員との間における退職手当の特例)

第六条 役員のうち、総長又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)以下「退職手当法」という。)第二条第一項に規定される職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員

として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第三条の適用にかかる俸給月額については、総長が別に定める。

3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合、又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第三項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第三条の規定にかかわらず、当該退職等の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第三項の規定に該当する役員としての在職期間を退職手当法第七条に規定する在職期間とみなし、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職等の日における俸給月額については、当該役員が第三項の規定に該当する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、総長が別に定める。

（役員と教職員との間における退職手当の特例）

第七条 役員が、引き続いて教職員（国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（以下「教職員退職手当規程」という。）第一条に規定する教職員、又は同規程第八条第五項で別に定める国立大学法人等に使用される者をいう。以下同じ。）となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

2 教職員が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の教職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第三条の規定にかかわらず、当該役員退職等の日における俸給月額に、同項の規定に該当する役員としての在職期間を、教職員退職手当規程第八条第一項に規定する勤続期間とみなし、同規程を準用して算出した支給率を乗じて得た額とする。

4 前項に規定する役員の退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

（遺族の範囲及び順位）

第八条 第二条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第二号及び第三号に掲げる者のうちにある者は、同号に掲げる順位による。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にし

ていた者

三 子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹で前号に該当しない者

2 前項第二号及び第三号の規定中、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が二人以上あるときは、その人数により退職手当を等分して、それぞれに支給する。

(遺族からの排除)

第九条 次の各号に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 役員を故意に死亡させた者

二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支給制限、返納等)

第十条 役員の退職手当の支給制限、返納等の取扱いについては、教職員退職手当規程第二条第三項、第十五条及び第十七条の規定を準用する。

(雑則)

第十一条 役員の退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、文部科学大臣に届出を行い、かつ、公表した日から実施し、平成十六年四月一日から適用する。